

## 平成 29 年度 北里地域包括支援センターゆうあい 事業計画

### 1. 事業の目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として活動する。

### 2. 基本方針

#### 1) 小牧市の基本方針

##### (1) 総合性

高齢者の多様なニーズや相談に応じ、尊厳ある生活の継続のために、保健医療・公衆衛生・社会福祉その他必要な支援につなぐ「総合性」をもつ。

##### (2) 包括性

公的サービスのみならず、多様な社会資源の把握に努め、ネットワークを構築し、有機的に結び付ける「包括性」をもつ。

##### (3) 継続性

高齢者の心身の状況の変化に応じ、生活の質が低下しないよう適切なサービスを提供する「継続性」をもつ。

##### (4) 予防性

要支援・要介護状態になる前から、自立した自分らしい生活を継続することができるよう、介護予防のために必要な支援をする「予防性」をもつ。また、虐待や消費者被害を未然に防止するよう、啓発などを行う。

#### 2) 北里地域包括支援センターゆうあいの方針

(1) 担当圏域は市内で最も高齢化が進んだ地区を含み、一人暮らし、高齢者世帯も増加している。高齢者を取り巻く環境の変化に応じ、地域包括ケアシステム構築を継続的取り組みとする。このため、当センター職員は、地域の課題を住民とともに共有し、自助、互助、共助による支援を勧め、小牧市を始め適切な機関に地域課題を示し、社会資源の開発や地域づくりの意識を持つ。

(2) 高齢者やその家族が地域において、尊厳ある生活を送ることができるよう、地域住民や機関と連携し専門的支援を行う。また、土地柄や伝統に配慮し、地域特性を理解しつつ地域と関わり、地域にとって重要な役割を担っていく意識を持つ。

### 3. 職員配置

小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例（平成 26 年小牧市条例第 38 号）の配置基準に基づき職員配置を行う。

その他、専任の認知症地域支援推進員のほか必要な職員を配置する。

当該年度の職員配置については、保健師または看護師 2 名、主任介護支援専門員 1 名、社会福祉士 1 名、このうち 1 名を認知症地域支援推進員とする。この他、事業推進に必要な職員を配置する。

#### 4. 事業内容

##### 1) 包括的支援事業

##### (1) 総合相談支援事業

地域の高齢者及びその家族、地域住民からの様々な相談（介護、福祉、保健、医療等）に関する相談に応じ、適切なサービス利用や機関・制度へつなぎ、継続的に支援する。

##### ① 総合相談業務

地域の身近な相談窓口として、本人、家族、地域住民からの様々な相談に応じ、的確な状況把握を行い迅速に対応する。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につなげる。地域包括支援センターの業務が高齢者の総合相談を行う機関であることについて理解が深まるよう、地域住民への啓発活動を行う。

- ・住民に身近な場所で気軽に相談できる機会を提供するため、小針の郷において介護相談コーナーを月 1 回、開催する。
- ・北里地域包括支援センターゆうあいだよりや、イベントの機会に、地域包括支援センターの PR を行い、市民に相談窓口として広く知っていただく。

##### ② 実態把握

本人や家族による窓口や電話での相談だけでなく、独居高齢者及び高齢者世帯への個別訪問により、心身状況や家庭環境等、生活の実態の把握に努める。また、地域の民生委員・児童委員や地域住民、関係機関からの情報収集を行い、地域の社会資源や地域住民のニーズを把握する。

- ・市と情報を共有し独居高齢者の把握を行う。

##### ③ ネットワーク構築

支援を必要とする高齢者を早期に発見し適切な支援につなぐため、地域の民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや介護サービス事業者、地域関係者とのネットワークを構築し、情報が得られるようにする。

- ・民生委員・児童委員連絡協議会、ふれあい・いきいきサロンなどの機会を捉え、顔のみえる関係づくりを行う。
- ・地域の高齢者の課題に対して、専門職や専門機関の立場の取り組みについて意見交換できる専門職連携会議を企画する。
- ・地域における小学校区単位で行われる「ふくし座談会」に出席し、地域住民

との課題の共有、解決への取り組み、情報の交換等を行い、ネットワーク構築をすすめる。

## (2) 権利擁護事業

高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるように、専門性に基づき高齢者虐待の防止や消費生活被害等権利擁護に関する相談や支援を行う。また、財産の管理や日常生活上の契約などに対して、不安を抱えている方へ、必要に応じて、成年後見制度の活用に向けた支援をする。

### ① 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応をすすめる。

- ・年に1回、市民向けに講演会を行い、虐待防止のための啓発活動を行う。

### ② 消費者被害への対応

被害を未然に防止するため、消費者被害情報を把握し、関係機関と連携し適切な対応に努める。また、被害に遭われた方の早期回復のため小牧市消費生活相談センターに紹介・相談する。

- ・年に1回、市民向けに講演会を行い、消費者被害防止のための啓発活動を行う。

### ③ 老人福祉施設等の措置に関する支援

高齢者の虐待等、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要な場合は、市と連携を図りながら適切な対応をすすめる。

### ④ 成年後見制度の活用促進

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合は、適切な介護保険サービスの利用に加え、金銭管理、法的行為などの支援をするため、必要に応じて成年後見制度の利用に向けた支援を行う。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるように、一人ひとりの心身の状態に合わせた適切なサービスが提供されるように、介護支援専門員への支援や助言を行う。また、主治医と介護支援専門員、その他の様々な職種、地域の関係機関等との連携を図り、包括的・継続的なケア体制の構築を図る。

### ① 包括的・継続的なケアマネジメント体制の構築

医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が介護保険サービ

ス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

・圏域における医療機関や事業所等の情報を整理する。

## ② 介護支援専門員に対する支援

介護支援専門員に対する個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な方法を検討するための地域ケア会議を開催等により、指導・助言等を行う。また、研修会を企画、運営し、資質の向上を図る。

・地域の居宅介護事業所を訪問し、介護支援専門員の個別相談・支援を行い、介護支援専門員対象の事例検討会及び意見交換会等を年1回開催し、相互に高め合う支援とする。

・介護保険制度の改正にともなうケアマネジメント業務等について、地域の介護支援専門員対象の研修を企画、運営する。

## (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で、自己肯定感を持ち、自分らしくいきいきと地域（家庭）で生活できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、高齢者の主体的な活動により生活の質の向上を高めることを目指す。

### ① 介護予防支援

小牧市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年小牧市条例第37号）に基づき、介護保険における予防給付の対象となる要支援者に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進を目指し、要介護状態への悪化を防止することを目指して介護予防サービス計画を作成する。また、介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

### ② 介護予防ケアマネジメント

介護保険における介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる事業対象者に対し、心身の状況・置かれている環境等を勘案して、本人の自立の促進を目指し、要介護状態への悪化を防止することを目指して第1号介護予防ケアプランを作成する。また、第1号介護予防ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

### ③ 介護予防を必要とする者の把握

市が送付する簡易版チェックリストの結果によって抽出した対象者への訪問や、総合相談や地域への啓発活動における簡易版チェックリストの実施により支援が必要な高齢者を把握し、生活状況の聞き取りなどを通して適正な支援

につなげる。

#### ④ 介護予防に関する啓発及び把握

地域の関係者の集まる機会に参加し、啓発を行う。

- ・老人クラブ定例会、ふれあい・いきいきサロン活動に出向き、介護や認知症の予防に関する講話や説明を行う。
- ・「ゆうあい健康講座」を定期的に開催し、介護や認知症の予防に関する講座や体操等を行い、運動・交流の場の拠点作りの構築、拡大に努める。

#### 2) 多職種協働による地域支援ネットワークの構築

地域の保健・福祉・医療のサービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができる環境整備を生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携して行う。

#### 3) 地域ケア会議の実施

地域ケア会議の開催を通して、個別の高齢者の課題解決、地域のニーズや地域課題・地域資源の把握を行う。これらの取組みを通し、地域ネットワークの構築、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを進める。さらに、小牧市高齢者保健福祉計画への反映等、有効的な政策形成につなげる。

地域ケア会議での課題、対応策のうち地域の共通課題について調整・検討し、必要に応じて小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会への提案等の役割を担う。

#### 4) 認知症地域支援推進員の実施事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、認知症の容態に応じ、全ての期間を通じて必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関が有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図るための取組を推進する。

##### (1) 関係機関及び地域との連携

###### ① 関係機関とのネットワークの構築

医師会、認知症サポート医、認知症疾患医療センターなどの関係機関とのネットワークを構築する。

- ・医師会へ出向き、認知症地域支援推進員の取組みについて理解をしていただく。また、認知症サポート医や認知症疾患医療センターと連絡・相談がしやすいよう連絡体制を整える。

###### ② 地域での取組みの促進

地域の民生委員・児童委員をはじめ、ボランティアや介護サービス事業者、地域関係者とのネットワークを構築するとともに、地域での認知症予防活動の

取り組みを促進する。

- ・認知症に関する住民主体の取り組みが促進されるよう認知症サポーター養成講座の受講者に対し、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症カフェや見守り活動等を行う人材育成を行う。
- ・地域住民のほか、小中学生等幅広い年齢層へ積極的に働きかけ、認知症サポーター養成講座や認知症予防に関する講座を開催し啓発に努める。

## (2) 認知症の人とその家族への支援

### ① 認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の人やその家族が、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解するよう、認知症ケアパスの普及・啓発を行う。

### ② 情報交換や交流の場の提供

認知症の人の家族同士が交流や情報交換、相談などを通して、介護負担を軽減し、安定した在宅生活が営めるよう支え合うための支援を行う。

- ・家族交流会を定期的で開催する。認知症の人と家族が共に参加者しやすい場となるように企画し、自主化に向けた取り組みを行う。
- ・家族交流会で外出企画を実施し、認知症の人や家族が共に出かけられる機会をつくる。
- ・認知症カフェの立ち上げに向けた検討・調整を行う。

## (3) 認知症についての啓発及び認知症対応力向上の推進に関する事業

- ・認知症サポーター養成講座、市民向けフォーラム、声かけ訓練等を通して広く市民に認知症について周知する。また、認知症の人とその家族に適切に対応できる人を増やす啓発や研修を行う。
- ・認知症についての啓発チラシ等を作成する。
- ・病院や介護施設等での認知症対応能力の向上を図るための研修を企画・検討する。

## 5) 在宅医療・介護連携の推進に関する取り組み

高齢者が、疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行う体制を構築するために、在宅医療サポートセンター等との連携を図りながら、下記事項に取り組む。

### (1) 在宅医療についての市民啓発事業

(2) 地域の介護支援専門員等が、多職種連携を深め、医療・介護の連携につながるための下記研修会等を開催する。

- ・ 医師とケアマネの座談会（1回）
- ・ 在宅医療・介護連携研修会（3回）

6) その他北里地域包括支援センターゆうあい独自の重点取り組み事項

- (1) 認知症予防プログラムを年1回以上実施し、地域の仲間づくりを支援する。プログラム参加者や自主活動グループの交流会を開催しグループ活動の継続を支援する。
- (2) 地域の人気が気軽に参加できる、集いの場を創出する。
- (3) 北里地区における地域密着サービスの運営推進会議に委員として出席し、地域活動の提案や活動の推進に協力する。

7) 職員研修

センター業務、地域包括ケアや各職種に関係する外部研修に積極的に参加し、自己研鑽を行う。また、センターにおいて研修報告及び内部研修を定期的に行い、情報の共有を行う。